

平成30年11月19日  
高岡・農林建設課

### 宮崎市内山農村研修センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市内山農村研修センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

#### 1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 内山農村研修センター管理組合  
代表構成員 下新田自治公民館  
構成員 上新田自治公民館
- (2) 代表者名 下新田自治公民館 館長 高八重 英美

#### 2. 指定期間（予定）

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

#### 3. 施設及び業務の概要

##### (1) 施設概要

- ① 施設名  
宮崎市内山農村研修センター
- ② 所在地  
宮崎市高岡町内山1057番地
- ③ 施設規模等  
敷地面積 2450.35平方メートル  
延べ床面積 283.00平方メートル

##### (2) 業務概要

- ① 宮崎市内山農村研修センターの使用の許可に関すること。
- ② 施設使用料の徴収および納入に関すること。
- ③ 施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ④ その他必要な事項。

##### (3) 現在の管理方法

指定管理者 内山農村研修センター管理組合  
(平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)

#### 4. 事業計画の概要

##### (1) 管理運営の基本姿勢

- ・ 地区住民が施設を利用しやすいように運営管理を行い、利用者の増加を図る。
- ・ 施設の利用希望者には使用許可申請書を記入をしてもらい、先着順で調整する。
- ・ 利用者から寄せられた意見等は市の施設所管課と協議し、対応を検討する。

##### (2) 利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等

- ・ 月1回から2回の施設点検を実施し、異常や危険な箇所は速やかに市へ報告する。
- ・ 農業経営及び農村生活の改善のため地域住民の利用率の向上に努める。

##### (3) 管理運営体制

- ・ 地元公民館で構成する管理組合で管理し、地元に根ざした対応を行う。

##### (4) 安全管理の考え方等

- ・ 自然災害、不審人物および設備事故等に対し、迅速な対応が行えるように地域での連絡体制を整備する。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

#### 5. 収支計画の概要

##### ■収入

(単位：千円)

項目	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	5カ年合計
指定管理料	51	51	51	51	51	255
その他	0	0	0	0	0	0
収入合計	51	51	51	51	51	255

##### ■支出

(単位：千円)

項目	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	5カ年合計
人件費	51	51	51	51	51	255
支出合計	51	51	51	51	51	255

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

■参考

【平成29年度管理運営費収支決算】

[収入]計51千円

(指定管理料51千円)

[支出]計51千円

(人件費51千円)

6. 選定結果の概要

(1) 募集の概況

① 申請団体（非公募による選定）

1 団体

内山農村研修センター管理組合

② 募集日程

第1回選定委員会	平成30年7月17日
要項及び申請書類様式の配布	平成30年7月19日
申請の受付	平成30年9月25日
書類審査等	平成30年9月26日～10月5日
第2回選定委員会	平成30年10月9日

(2) 高岡農林建設課指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役職等
会長	高岡総合支所長
委員	高岡総合支所 農林建設課長
〃	市民委員 4名

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

当該施設は、地域住民が専ら使用しており、地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効果的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由から、指定管理者の選定については、地域住民で構成される団体を候補者として選定することが最適であるとして、第1回高岡農林建設課指定管理者候補者選定委員会において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

第2回高岡農林建設課指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの申請書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ④安全管理に対する対応

その結果、委員による採点は下記のとおりとなり、適格となる得点となったため、当該団体を指定管理者候補者として選定した。

#### イ 審査結果

選定の基準	満点 (配点×委員数)	内山農村研修センター管理組合
①市民の平等な利用を確保できる計画となっているか。	150	127
②施設の設置目的を最も効果的に達成する計画となっているか。	150	124
③管理を安定して行うための十分な能力を有しているか。	150	129
④安全管理に対する対応	50	45
⑤合計得点	500	425